

〇〇物件オーナー  
△△様

参考資料① 立替金精算書 (サンプル)

東急住宅リース株式会社  
2023年09月12日

発行日

立替金精算書

内容	支払日	金額(税込み)	税区分	消費税額	請求元	登録番号	備考
電気料	2023年10月31日	100円	10%	10円	〇〇〇〇電力(株)	T11111111111111	2023年10月分 2023/09/01~2023/10/31電気料
水道料	2023年10月31日	200円	10%	20円	〇〇〇〇水道局	T22222222222222	2023年10月分 2023/09/01~2023/10/31水道料
ガス代	2023年10月31日	300円	10%	30円	〇〇〇〇ガス(株)	T33333333333333	2023年10月分 2023/09/01~2023/10/31ガス代
修繕費	2023年10月31日	400円	10%	40円	〇〇〇工務店(株)	T44444444444444	2023年10月分 101号部屋修繕
原状回復費	2023年10月31日	500円	10%	50円	〇〇〇工務店(株)	T55555555555555	2023年10月分 303号原状回復工事家主負担分

参考資料② 貸主様インボイス登録有の場合  
ご入居者様向け通知文（サンプル）

2023年〇月〇日  
東急住宅リース株式会社

インボイス制度における契約内容の通知について

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、2023年10月1日より、消費税に関する国の制度・運用が変更されます。消費税の複数税率に対応した仕入税額控除のルールが変更され、適格請求書保存方式(インボイス制度)という名称で運用が開始されます。  
テナント様各位においてお取引対象となる貸主の適格請求書発行事業者の登録状況をお伝えするとともに、適格請求書の発行方針についてご連絡いたします。

敬具

記

対象契約内容

建物名	〇〇〇アパート、駐車場
部屋番号	101、PK001
賃貸借期間	2022/4/1～2024/3/31
賃借人	株式会社新宿ビル
賃貸人	東急住宅リース株式会社
登録番号	T2011001099440

登録の場合 ※下記、課税取引については本通知をもって毎月の適格請求書の代わりとさせていただきます。  
金額に変更なく契約更新した場合は、更新後の契約期間もこの通知文を有効と致します。  
また、下記以外の課税取引については適宜適格請求書を発行させていただきます。

	税込	消費税	税率
賃料	110,000	0	
共益費	11,000	0	
駐車料	22,000	2,000	10%対象
合計	143,000	2,000	10%対象

※月額金額を記載しております。

2. 問い合わせ先

東急住宅リース株式会社  
〇〇〇部〇〇〇G 担当〇〇〇

以上

※参考※ インボイス制度について  
インボイス制度に関するご質問や事業者登録手続き等につきましては、国税庁のコールセンター、管轄の税務署、あるいはお取引のある税理士などへお問い合わせください。

参考資料② 貸主様インボイス登録なしの場合  
ご入居者様向け通知文（サンプル）

2023年〇月〇日  
東急住宅リース株式会社

インボイス制度における契約内容の通知について

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、2023年10月1日より、消費税に関する国の制度・運用が変更されます。消費税の複数税率に対応した仕入税額控除のルールが変更され、適格請求書保存方式(インボイス制度)という名称で運用が開始されます。  
テナント様各位においてお取引対象となる貸主の適格請求書発行事業者の登録状況をお伝えするとともに、適格請求書の発行方針についてご連絡いたします。

敬具

記

対象契約内容

建物名	〇〇〇アパート、駐車場
部屋番号	101、PK001
賃貸借期間	2022/4/1～2024/3/31
賃借人	株式会社新宿ビル
賃貸人	東急 太郎
登録番号	未登録（免税事業者）

未登録の場合 ※仕入税額控除ができない課税取引となります。適格請求書は、発行いたしません。

	税込	消費税	税率
賃料	110,000	0	
共益費	11,000	0	
駐車料	22,000	2,000	10%対象
合計	143,000	2,000	10%対象

※月額金額を記載しております。

2. 問い合わせ先

東急住宅リース株式会社  
〇〇〇部〇〇〇G 担当〇〇〇

以上

※参考※ インボイス制度について

インボイス制度に関するご質問や事業者登録手続き等につきましては、国税庁のコールセンター、管轄の税務署、あるいはお取引のある税理士などへお問い合わせください。